



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ゼファー  
代表者名 代表取締役社長 飯岡 隆夫  
(コード番号 8882 東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員管理本部長 林 信平  
(T E L . 03-5695-7841)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的 (変更の理由)

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、定款に定めたものとみなされた事項である取締役会・監査役・監査役会・会計監査人を当社機関として設置する旨(第 16 条、第 27 条、第 36 条)、株券を発行する旨(第 6 条)、株主名簿管理人を置く旨(第 8 条)に係る条文の新設および変更をするものであります。  
また、機関の設置に伴い、会計監査人に関する規定を第 6 章として新設するものであります。
- ② 株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示できる旨の条文を新設するものであります。(第 13 条)
- ③ 株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするための所要の変更を行うものであります。(第 15 条)
- ④ 必要が生じた場合に書面または電磁的な方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるように所要の変更を行うものであります。(第 23 条)
- ⑤ 取締役、監査役、社外役員および会計監査人が各々の期待された役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役の責任免除制度ならびに社外役員および会計監査人の責任限定契約の導入に係る条文の新設を行うものであります。(第 26 条、第 35 条、第 37 条)  
なお、第 26 条の規定新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ⑥ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ⑦ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(2) 経営環境の変化に迅速かつ的確な対応を図るため、執行役員制度の充実を目的として、株主総

会の招集権者および議長（第 12 条）、代表取締役（第 20 条）、取締役会の招集権者および議長（第 21 条）について、所要の変更を行うとともに、現行定款 役付取締役（第 18 条）を削除するものであります。

(3) 監査役会を迅速に開催できるように、招集の手続きを省略できる旨の条文を新設するものであります。（第 32 条）

(4) その他、定款の簡素化を図るため、任意的記載事項の一部の削除ならびに条数および字句の整備等を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日                      平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日                                      平成 18 年 6 月 29 日

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、株式会社ゼファーと称し、英文ではZEPHYR CO. , LTD. と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社ゼファーと称し、英文では、 <u>ZEPHYR CO. , LTD.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
① 不動産の売買、仲介及び鑑定	<u>(1) 不動産の売買、仲介および鑑定</u>
② 不動産の貸借及び管理	<u>(2) 不動産の貸借および管理</u>
③ 土木建築工事の設計、施工、監理及び請負	<u>(3) 土木建築工事の設計、施工、監理および請負</u>
④ 土木建築工法の技術開発並びにそのノウハウ及び特許権の売買、貸借	<u>(4) 土木建築工法の技術開発ならびにそのノウハウおよび特許権の売買、貸借</u>
⑤ 企業に対する投資業務	<u>(5) 企業に対する投資業務</u>
⑥ 不動産担保貸付その他金銭の貸付	<u>(6) 不動産担保貸付その他金銭の貸付</u>
⑦ 損害保険の代理業務及び生命保険の募集業務	<u>(7) 損害保険の代理業務および生命保険の募集業務</u>
⑧ 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器、産業廃棄物処理装置の開発、販売、その代理、仲介、貸借及び輸出入に関する業務	<u>(8) 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器、産業廃棄物処理装置の開発、販売、その代理、仲介、貸借および輸出入に関する業務</u>
⑨ 有価証券並びに債権の保有、売買、仲介及び管理	<u>(9) 有価証券ならびに債権の保有、売買、仲介および管理</u>
⑩ 食品の販売	<u>(10) 食品の販売</u>
⑪ 身体上、精神上の障害者に対する入浴、排泄、食事その他の介護並びに介護に関する支援事業	<u>(11) 身体上、精神上の障害者に対する入浴、排泄、食事その他の介護ならびに介護に関する支援事業</u>
⑫ 上記の介護及び支援を行なう施設、組織等の運営管理	<u>(12) 上記の介護および支援を行う施設、組織等の運営管理</u>
⑬ 介護機器、介護用品の販売及びレンタル事業	<u>(13) 介護機器、介護用品の販売およびレンタル事業</u>
⑭ 緑化事業の設計・施工・維持管理	<u>(14) 緑化事業の設計、施工および維持管理</u>
⑮ 情報処理に関するソフトウェア及びハードウェアの研究・開発並びに販売	<u>(15) 情報処理に関するソフトウェアおよびハードウェアの研究・開発ならびに販売</u>
⑯ ホテル、旅館、飲食店、スポーツ施設、スーパーマーケット等の施設の所有、貸借及び経営	<u>(16) ホテル、旅館、飲食店、スポーツ施設、スーパーマーケット等の施設の所有、貸借および経営</u>
⑰ 不動産特定共同事業法に基づく事業	<u>(17) 不動産特定共同事業法に基づく事業</u>
⑱ 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理	<u>(18) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</u>
⑲ 信託受益権の保有、売買及び仲介	<u>(19) 信託受益権の保有、売買および仲介</u>
⑳ 不動産、有価証券、その他金融資産に対する投資顧問業務	<u>(20) 不動産、有価証券、その他金融資産に対する投資顧問業務</u>
㉑ 上記各号に付帯するコンサルティング業務	<u>(21) 上記各号に付帯するコンサルティング業務</u>
㉒ 上記各号に付帯する一切の業務	<u>(22) 上記各号に付帯する一切の業務</u>
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u> 、日本経済新聞に掲載して行う。
(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 <u>814,100</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>814,100</u> 株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第8条</u> 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>毎決算期日最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招集時期)</p> <p><u>第10条</u> 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第11条</u> 株主総会は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(招集)</p> <p><u>第10条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを<u>行なう</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合には、株主総会毎に、株主又は代理人は代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に据え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする</u>。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任については、<u>累積投票によらない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令<u>または本定款</u>に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を<u>当</u>会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第16条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする</u>。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする</u>。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 補欠により選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>③ 増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(役付取締役)</p>	
<p>第18条 取締役会の決議をもって、<u>取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(代表取締役)</p>	<p>(代表取締役)</p>
<p>第19条 社長は、<u>当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u></p>	<p>第20条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>② 取締役会の決議をもって、<u>前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>第20条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p>	<p>第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>
<p>② 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>2 当該代表取締役に欠員または事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集手続)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第21条 取締役会の招集は、<u>各取締役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第22条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>② 取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第22条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>第23条 当会社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第23条 取締役会の議事録には、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>② 取締役会の議事録は、<u>決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	
<p>(取締役会規則)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第24条 取締役会に関する事項については、<u>法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>	<p>第24条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第25条 取締役の報酬は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>第25条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役は、互選により常勤を1名以上置かなければならない。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第28条 監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第30条 監査役会の招集は、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第27条 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第36条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 利益配当金は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第37条 当社は取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は、登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当金」という)をなすことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第38条 利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以 上